

原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町(避難指示解除準備区域)の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年6月から同年12月までの日常生活阻害慰謝料55万円(単身で再避難先に移った後は月額5万円として算定)及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料25万円(中間指針第五次追補の定める目安額の1割)、自主的避難等に係る損害15万円(同目安額の約9分の7)等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金142万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月27日

(仲介委員 戸嶋 洋一)

損害項目	対象期間	金額
避難費用	平成 23 年 9 月 1 日 ～平成 23 年 11 月 30 日	¥5,000
一時立入費用	平成 23 年 6 月 26 日 ～平成 23 年 12 月 31 日	¥15,000
日常生活阻害慰謝料	平成 23 年 6 月 26 日 ～平成 23 年 12 月 31 日	¥550,000
財物損害(家財)		¥450,000
生活基盤変容慰謝料 (中間指針第五次追補第2の2)		¥250,000
自主的避難等に係る損害 (中間指針第五次追補第3)	平成 23 年 6 月 26 日 ～平成 23 年 12 月 31 日	¥150,000
和解金額合計		¥1,420,000